



令和3年(2021年)
5/11
No.1465
TOKYO 2020
TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES
HOST CITY

区のおしらせ

ちゅうおう

赤ちゃんが生まれたら 訪問します。

区では、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で、生後4カ月までのお子さんがある全てのご家庭を保健師・助産師が訪問しています。お子さんの体重測定、発育に関する相談、区の子育て支援サービスの紹介などを実施します。

訪問は、母子健康手帳交付時にお渡しする「母と子の保健バッグ」の中に入っている「赤ちゃん訪問連絡はがき(出生通知書)」を基に行います。赤ちゃんが生まれたら、ご投函ください。

連絡はがきをお持ちでない方は、お住まいの地域の保健所・保健センターへお問い合わせください。

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

日本橋保健センター

☎(3661)5071

月島保健センター

☎(5560)0765

▲聖路加国際病院にて撮影

凡例

☎ 問い合わせ(申込)先

㊚ ホームページアドレス

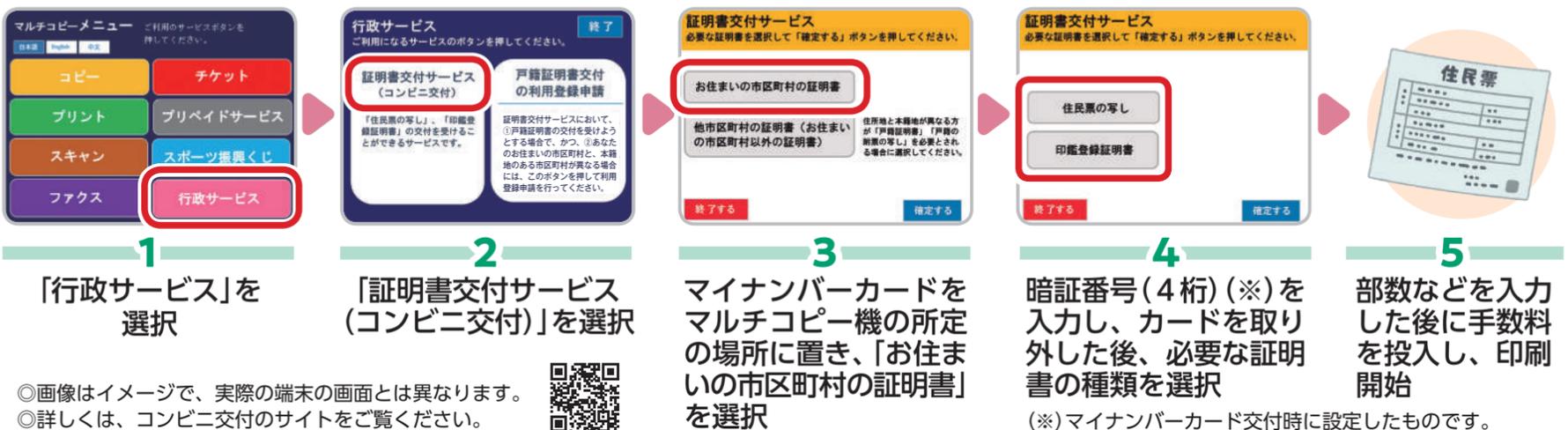
㊚ Eメールアドレス

掲載のイベント
について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

コンビニ交付をご利用ください

マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアにあるマルチコピー機で、住民票の写しなどの交付ができます。



◎画像はイメージで、実際の端末の画面とは異なります。
◎詳しくは、コンビニ交付のサイトをご覧ください。

利用できる方

中央区に住民登録があり、利用者証明用電子証明書の入ったマイナンバーカードをお持ちの方(15歳未満の方を除く)

利用できるコンビニエンスストア

次のコンビニエンスストアでマルチコピー機があれば、日本全国の店舗で利用が可能です。

- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- コミュニティ・ストア
- ミニストップ
- ポプラ

利用できる日時

原則無休(コンビニエンスストアの営業日)
午前6時30分～午後11時
◎システムのメンテナンス日および年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除きます。

利用できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書(印鑑登録している方のみ)

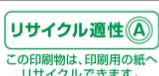
交付手数料

1通当たり 300円

ご利用にはマイナンバーカードが必要です



☎区民生活課住民記録係
☎(3546)5320



ちゅうおう安全・安心メールを配信しています

「ちゅうおう安全・安心メール」は、気象・災害・防犯情報などをメールで配信するサービスです。配信される情報は、選択できます。

配信情報
防犯情報、消費生活情報、地震、津波、気象警報・注意報、災害時の緊急のお知らせ、荒川洪水予報、神

田川洪水予報、週末の天気予報、熱中症情報、竜巻注意情報
◎登録・配信(情報料)は無料ですが、受信料はご負担いただきます。

その後、システム側から返信される登録のご案内に従って、手続きをお願いします。

- ◎詳しくは、区のホームページをご覧ください。
 - ◎メールの指定拒否などの設定をされている方は「@raidens2.ktaiwork.jp」の受信許可をお願いします。
 - ◎一つのアドレスからは一つの言語のみ登録できます。
- ☎(3546)5087

外国語版の登録はこちらから

【English】英語版



en-bousai.tokyo-chuo-city@raidens2.ktaiwork.jp

【简体中文】中国語版(簡体字)



cn-bousai.tokyo-chuo-city@raidens2.ktaiwork.jp

【繁體中文】中国語版(繁体字)



ch-bousai.tokyo-chuo-city@raidens2.ktaiwork.jp

【한국어】韓国語版



ko-bousai.tokyo-chuo-city@raidens2.ktaiwork.jp

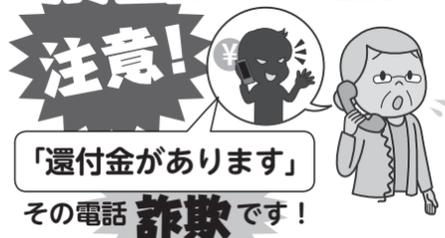
利用登録手順

①下記のEメールアドレスに、件名・本文を入れずに送信してください。

bousai.tokyo-chuo-city@raidens2.ktaiwork.jp



還付金詐欺の電話に



詐欺の被害が増加しています。「自分は大丈夫」という過信は禁物です。区から電話で還付金の案内はしません。また、ワクチン接種や検査を装う詐欺にもご注意ください。

☎(3546)5087

令和3年度 認証保育所保育料補助

認証保育所に児童を預けている保護者の経済的負担を軽減するため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

補助条件

次の全ての条件に該当することが必要です。

- ・児童および保護者が、月の初日現在、中央区に住んでいる(住民登録がある)。
- ・保護者が認証保育所と月極契約を結び、児童が申請月の初日現在、在籍している(一時預かり保育などの利用は対象外)。
- ・保護者(契約者)が保育料を滞納していない。
- ・認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在籍した場合の保育料との差額が10,000円(第2子以降は5,000円)以上ある(0~2歳児クラスの住民税課税世帯の児童の場合)。
- ・保護者が就労などの理由により、日中児童の保育を必要とする状況

にある(認可保育所の入所基準を満たしている)。

- ・幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付認定を受けている(0~2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童および3~5歳児クラスの児童の場合)。

対象施設

都認証保育所(区外の施設を含む)

補助金額

認証保育所に支払っている月額保育料と認可保育所に在籍した場合の月額保育料との差額に応じて補助金額を決定します。

申請手続き

区内の認証保育所に入所している場合は、保育所を通じて申請に必要な書類を配布します。申請書に必要な事項を記入・押印の上、勤務証明書などの必要書類を添えて、入所している区内認証保育所へ提出してください。

なお、区外の認証保育所に入所している場合は、申請に必要な書類は

区からご自宅宛てに直接郵送します。

交付時期

補助金は、申請時に登録していただいた口座に、9・1・4月に振り込みます。

その他

- ・補助金の対象となる認証保育所との月極契約料金は、月220時間が上限となります。また、延長保育

料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。

- ・認証保育所と月極契約をしても、同時に他の保育所や公私立幼稚園などに在籍している場合は、補助金は支払われません。

◎詳しくは、「令和3年度 認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子や区のホームページをご覧ください。

☎(3546)5422

令和3年 経済センサスー活動調査を実施

経済センサスー活動調査は、6月1日(火)を調査期日とし、事業所・企業の経済活動状況を、全国のおよび地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる情報の整備を目的に実施します。

調査対象事業所

事務所・店舗・工場・病院・学校など、営利・非営利を問わず、全ての事業所・企業

調査票の配布

調査票は、都知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」の他、「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。

情報の保護など

調査員をはじめとする調査関係者には、調査で知り得た情報の守秘義務があり、これに反したときの罰則が定められています。また、ご回答いただいた内容は厳重に管理され、他に漏れたり、統計業務以外の目的に使用されることは一切ありません。かたり調査にご注意を

「かたり調査」とは、政府が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、皆さんから個人情報などをだまし取る行為のことです。統計調査員は、都知事の発行する「調査員証」を携帯しています。不審に思った場合には、統計調査員に調査員証の提示を求め、☎までお問い合わせください。

コールセンターについて

- ・調査票の記入方法など調査全般 ☎0120(430)103
- ・インターネット回答について ☎0120(619)730
- ◎受け付けは、午前9時~午後8時で、土・日曜日、祝日・休日も開設します。

☎調査票回収日時の連絡や変更、調査票の再送など 〒104-0041 中央区新富1-13-24 新富分庁舎3階 区民生活課調査統計係 ☎(3553)7313 (受け付けは午前9時~午後5時)

中等度難聴児発達支援事業 (補聴器購入費助成)

身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

対象

- 区内在住の18歳未満の児童で、次の要件を全て満たす方
- ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない方
- ・両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得などの一定の

効果が期待できると医師が判断する方

- ◎既に購入された商品については助成対象となりませんのでご注意ください。
 - ◎所得要件があります。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。
- ☎障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032 FAX(3544)0505

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

ちゅうおう



区の公式 SNS など



区民館の利用案内



区民館は区民の皆さんや区内で働く方などが、会議や講習会、サークル活動などに利用できる施設で、区内に17館あります(別表1のとおり)。

システムや電話、窓口でできます。中央区公共施設予約システムの登録については、施設に直接お問い合わせください。

申し込みは、中央区公共施設予約別表1

なお、新型コロナウイルス感染症

区民館名	所在地	電話
京橋区民館	京橋2-6-7	☎3561-6340
京橋プラザ区民館	銀座1-25-3	☎3561-5163
銀座区民館	銀座4-13-17	☎3542-6828
新富区民館	新富1-13-24	☎3297-4038
明石町区民館	明石町14-2	☎3546-9125
八丁堀区民館	八丁堀4-13-12	☎3555-8641
新川区民館	新川1-26-1	☎3551-7000
堀留町区民館	日本橋堀留町1-1-1	☎3661-8448
人形町区民館	日本橋人形町2-14-5	☎3668-5537
久松町区民館	日本橋久松町1-2	☎5640-5606
浜町区民館	日本橋浜町3-37-1	☎3668-2354
新場橋区民館	日本橋兜町11-9	☎3669-3699
佃区民館	佃2-17-8	☎3533-6951
月島区民館	月島2-8-11	☎3531-6932
勝どき区民館	勝どき1-5-1	☎3531-0592
豊海区民館	勝どき6-7-8	☎3536-4005
晴海区民館	晴海1-8-6	☎3531-5571

の感染拡大防止のため、利用制限を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

利用時間

- ・午前 午前9時～正午
- ・午後 午後1時～5時
- ・夜間 午後6時～9時
- ・全日 午前9時～午後9時

申し込み方法

別表2のとおり

使用料

利用する部屋により異なりますので、施設にお問い合わせいただくか区のホームページをご覧ください。

休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

☎地域振興課区民施設係

☎(3546)5622

別表2

申込区分	抽選申し込み(区民優先)	空室申し込み
申込期間	利用月の2カ月前の1日から15日まで ◎京橋プラザ区民館多目的ホールについては、利用月の3カ月前の1日から15日まで(抽選日は16日)	利用月の前月の1日から利用日の前日まで ◎京橋プラザ区民館多目的ホールについては、利用月の2カ月前の1日から利用日の前日まで
受付時間	[中央区公共施設予約システム] 申込開始日の午前7時から申込終了日の午後9時まで [区民館窓口・電話] 午前9時から午後9時まで	
確定期間	当選した申し込みについては、利用月の2カ月前の18日から28日までに利用の確定手続きが必要となります。 ◎京橋プラザ区民館多目的ホールについては、利用月の3カ月前の18日から28日まで	-
空室公開	-	利用月の前月の1日から ◎京橋プラザ区民館多目的ホールは、2カ月前の1日から

中央区ワーク・ライフ・バランス

推進企業等認定事業

区では、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組んでいる事業所を認定しています。

☎〒104-0043
中央区湊1-1-1
総務課女性施策推進係
☎(5543)0651
HP <http://bouquet21.genki365.net/>

認定企業の募集

対象

区内に事務所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人など

認定の要件

- ・仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組んでいること
- ・従業員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること
- ・従業員が地域活動などに参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいること

認定におけるメリット

- ・企業の取り組み内容を「区のおしらせ ちゅうおう」をはじめ、区のホームページなどで紹介します。
- ・中央区商工業融資の融資利率優遇

を受けられます(別途審査あり)。

- ・区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名などの優遇の適用を受けられます。

申し込み方法

10月31日(必着)までに所定の申請書を☎に持参または郵送で申し込む。

◎申請などについて詳しくは、「令和3年度中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業募集案内」をご覧ください。

◎申請書、募集案内は女性センターで配布する他、電話での請求もできます。また女性センターのホームページからダウンロードすることもできます。

令和2年度認定企業

4月9日(金)に認定式を行い、別表3の事業所を顕彰しました。



株式会社CROSS



株式会社LYST

別表3

企業名および所在地	業種	主な取り組み
株式会社CROSS 東日本橋2-24-14	建設業	育児・介護との両立支援 ・制度周知のパンフレット作成(相談窓口も設置) ・テレワーク勤務制度 働きやすい職場環境づくり ・時間外労働の削減(月20時間超過や7連動がある場合に業務を調整) ・業務の属人化防止(常に業務の棚卸を実施) ・有給休暇の取得促進(年間計画表の作成、取得状況の月次チェックと部門長を通じた取得勧奨)
株式会社LYST 湊2-6-4	サービス業	育児・介護との両立支援 ・就業規則の整備(法定内の関係制度を規定) 働きやすい職場環境づくり ・テレワーク勤務制度、テレワーク用のモニター支給 ・個別の事情に合わせた柔軟な働き方支援 ・ノー残業デー(週1回の定時退社日)の設定 ・社内懇親会(月1回)による交流・意見交換の機会づくり

ワーク・ライフ・バランス 推進アドバイザー派遣

個々の企業・組織にとって、ワーク・ライフ・バランスの取り組みは人材確保や企業などの活性化につながる「明日への投資」であり、経営戦略として重要な柱であると言われています。

区では、仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働削減など、働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取り組みを向上させたい事業所に、アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士など)を派遣します。

対象

区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人など

アドバイザー派遣の支援内容

- ・有給休暇取得促進や残業時間縮減のためのアドバイス
- ・テレワーク(在宅勤務制度)の導入・運用のためのアドバイス など

派遣回数

1企業原則4回まで

費用

無料

申し込み方法

11月30日(必着)までに所定の申請

書を☎に持参または郵送で申し込む。

◎申請書、募集案内は女性センターで配布する他、電話でも請求できます。また、女性センターのホームページからダウンロードすることもできます。

◎予定数に達した場合は、募集期間内であっても受け付けを終了しま

す。

◎詳しくはお問い合わせください。

☎〒104-0043

中央区湊1-1-1

総務課女性施策推進係

☎(5543)0651

HP <http://bouquet21.genki365.net/>

子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」



妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや情報についてカテゴリー別にまとめた「こどもすくすくナビ」を開設しています。

スマートフォンやタブレット端末からも2次元コー



ドでアクセスすることができるので、簡単に必要な情報を手に入れることができます。ぜひご活用ください。

☎子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

HP <http://chuo-city.mamafre.jp>

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

中央区一般廃棄物処理基本計画2021の策定

区では、区内で排出されるごみの減量化やリサイクル、適正処理を推進するため、一般廃棄物処理基本計画を改定しました。

本計画では、区民・事業者・区の連携・協働による循環型社会の形成を目指して、清掃・リサイクル事業における今後10年間の施策の方向性と取り組みをまとめています。区民・事業者の皆さんの一層のご協力をお願いします。

計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

基本理念

「地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区」

基本方針と施策の柱

1「環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進」

- ・区民・事業者への意識啓発
- ・発生抑制・再使用の促進
- ・事業者としての区の取り組み

2「多様なリサイクルによる資源循環の推進」

- ・資源分別の徹底
- ・事業系ごみの適正処理と循環利用の促進
- ・多様な資源回収の推進

3「人の環で築く清潔で快適なまち」

- ・安心して清潔なまちづくりの推進
- ・交流・連携の促進
- ・環境負荷の低減

ごみ減量目標

- ・中間目標(令和7年度) 約91,316トン(令和元年度を基準年度として約10%減量)
- ・最終目標(令和12年度) 約84,491トン(令和元年度を基準年度として約17%減量)

計画書の閲覧場所

区役所1階情報公開コーナー、中央清掃事務所の他、区のホームページでもご覧になれます。

☎中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523



いきいき館(敬老館)の利用案内



区内3カ所のいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場として、健康づくり・仲間づくり・生きがいつくりにつながるさまざまな講座やイベントを行っています。

利用案内

設備

大広間、浴室、図書コーナーなど

対象

60歳以上の区内在住者

利用方法

登録が必要です。初めての方は、健康保険証などを持参し、各いきいき館で手続きをしてください。

利用料

無料

開館時間

午前9時～午後5時

休館日

年末年始

入浴時間

午後1時～4時 (日曜日、第2・4水曜日を除く)

講座やイベントの内容

ヨガ、フラダンス、太極拳、ピアノ、習字、英会話などのさまざまな講座のほか、健康相談やコンサートなどのイベントも行っていきます。

◎詳しくは各いきいき館へお問い合わせください。

☎いきいき桜川(桜川敬老館)

入船1-1-13 ☎(3553)0030

・いきいき浜町(浜町敬老館)

日本橋浜町3-37-1 ☎(3669)3385

・いきいき勝どき(勝どき敬老館)

勝どき1-5-1 ☎(3531)3258

障害のある方の 手当の制度案内

手当の受給には所得や年齢、障害の程度などによる受給制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、手当月額は令和3年4月1日現在の支給額です。

心身障害者福祉手当

申請時65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方

手当月額

- ・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症 15,500円

- ・身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級 10,200円

重度心身障害者手当

申請時65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方

手当月額

- 60,000円
- ◎心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当について、受給者の20歳到達により、所得制限要件が扶養

集団回収のご案内



集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、直接、回収業者へ引き渡すリサイクル活動です。

利点

- ・回収品目・日時・場所などを設定し、活動できます。
- ・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティの場が生まれます。
- ・助成金(回収量1kgにつき7円・半期ごとに12,000円)を活用して地域活動の充実が図れます。

開始手順

- ①町会・自治会、婦人会、PTAまたは10世帯以上の区民の方で団体をつくりまします。
 - ②回収品目など活動内容を、区に相談します。
 - ③回収品目・日時などを決め、資源回収業者と契約します。
 - ④区に団体登録を申請します。
 - ⑤区から登録証の発行を受けて、活動開始です。
- ☎中央清掃事務所清掃事業係 ☎(3562)1523

事業所から出るごみと 資源の出し方

事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、事業者自らの責任において自己処理することが原則です。許可を受けた業者に委託するなど、適切な処理を行ってください。

ただし1回に出す量が50kg未満で、区の定めた曜日・時間・ルールに従って出せる場合は、区の収集を利用できます。その際は、必ず中央区の「事業系有料ごみ処理券(シール)」を貼って出してください。

燃やすごみ・燃やさないごみの出し方

袋の大きさと同じ容量のシールを貼って出してください。

容器で出す場合は、シールは直接容器に貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せて、中のごみの量に応じたシールを貼って出してください。

資源・プラスチック製容器包装(プラマーク)の出し方

事業所から出る資源・プラマーク

の回収は有料です。びん、缶など、ペットボトル、プラマーク、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベ

それぞれを別々に中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の大きさに応じたシールを貼って、指定された曜日に出してください。

◎家庭用の資源回収コンテナの中には、入れないでください。

新聞・雑誌・段ボール

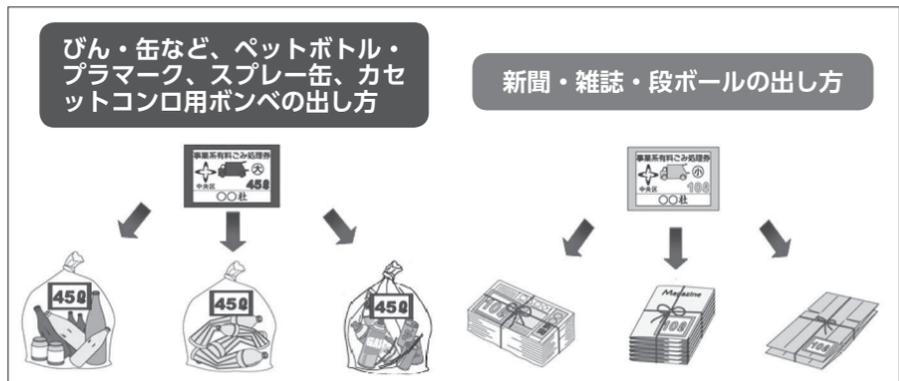
新聞・雑誌は、高さ10cmにつき10ℓシールを1枚貼って出してください。段ボールは、2枚につき10ℓシールを1枚貼って出してください。

粗大ごみについて

事業所から排出される粗大ごみは、区では収集できません。許可を受けた処理業者へ依頼してください。

☎中央清掃事務所作業係

☎(3562)1521



義務者から本人所得に変わります。

特別障害者手当

20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

手当月額

27,350円

障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部程度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

手当月額

14,880円

特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害により日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童)を扶養している方

手当月額

重度 52,500円

中度 34,970円

児童育成手当(障害手当)

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症)を扶養している方

手当月額

15,500円

☎障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5268

FAX(3544)0505

情報コーナー

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などにご協力をお願いします。

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

●**図に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
○○課○○係(図の宛名)
●「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申し込みも可能

保健・医療・福祉

精神科専門医による「こころの健康相談」

ストレスや不安、心の悩みについて精神科専門医が相談に応じます。子育て中のママのストレスや不安、心の悩みについて精神科専門医が相談に応じる「ママのこころの相談」や、

別表

会場	日時	内容	対象	
中央区保健所健康推進課	第1金曜日	午後1時30分~3時	ママのこころの相談 ◎保育があります。	区内在住者
	第1水曜日	午前9時30分~11時	こころの健康相談	区内在住・ 在勤者
	第3水曜日	午後1時30分~3時		
日本橋保健センター	第2水曜日	午前10時~11時30分	こころの健康相談	区内在住・ 在勤者
	第4水曜日	午後1時30分~3時		
月島保健センター	第3木曜日	午後2時~3時30分	アルコール・薬物の相談	区内在住・ 在勤者
	第3金曜日			

◎相談日などは都合により変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

福祉サービス苦情相談窓口

区の各種福祉サービスに対する苦情・相談に応じるため、区では第三者による窓口を設置しています。窓口には福祉の資格を持った専門相談員を配置し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。

●第1・3水曜日(祝日・休日、年末年始を除く)

午前10時~正午、午後1時~3時
◎4月から相談時間が変更になりました。

●区役所4階福祉保健部管理課内

●区民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額についての苦情相談は対象外です。

●国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額についての苦情相談は対象外です。

●国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額についての苦情相談は対象外です。

●国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額についての苦情相談は対象外です。

●国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料額についての苦情相談は対象外です。

講座・催し物

やさしい天文講座「皆既月食を見てみよう」

●5月23日(日) 午後4時~4時40分(途中入退場不可)

●タイムドーム明石プラネタリウムホール

●どなたでも

●5月26日に起こる皆既月食の仕組みや観察方法について



「アルコール・薬物の相談」も開催しています。

●日時など別表のとおり

●費無料

●各会場に電話で申し込む(予約制)。

●中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5963

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

●希望する講座のみの参加も受け付けます。

女性センター「ブーケ21」女性のための再就職支援事業(夏コース)

●キャリア講座

●日時など

●別表1のとおり

●講師

●キャリアコンサルタント

●栗原知女 他

●講座開催の前日までに電話またはファクスに①・②(5面記入例参照)③電話番号④年齢⑤託児希望の方はお子さんの氏名・年齢と住所を記入して申し込む(電子申請も可)。

●希望する講座のみの参加も受け付けます。

●キャリア相談

●日時など

●別表2のとおり

●一人一人の状況に応じた個別の相談を行います。

●前日までに電話で申し込む。

●共通

●場女性センター「ブーケ21」

●キャリア講座の第1回のみハイテ

●別表1 キャリア講座

回数	日時	内容	定員
第1回	6月10日(木)	午前10時~午後3時	20人(先着順)
第2回	24日(木)	A 午前9時30分~10時55分	各30人(先着順)
		B 午前11時5分~12時30分	
第3回	7月1日(木)	A 午前9時30分~10時55分	各20人(先着順)
		B 午前11時5分~12時30分	
第4回	8日(木)	A 午前9時30分~10時55分	各20人(先着順)
		B 午前11時5分~12時30分	

◎第1回の「パソコン講座」は、昼休憩を1時間挟みます。

離乳食講習会



クラス名	スタートクラス(初期~中期食)		ステップアップクラス(後期~完了期食)
日時	6月7日(月)	6月15日(火)	6月8日(火)
	午後1時30分~3時15分		
会場(※1)	中央区保健所2階大会議室	日本橋保健センター5階多目的室	
対象(※2)	令和2年12月、令和3年1月生まれの乳児の保護者		令和2年7・8・9月生まれの乳児の保護者
内容	・離乳食の進め方の話 ・料理の実演と試食(試食は保護者のみ)		
定員(※3)	各22人		20人
費用	無料		
申し込み方法	5月12日(水)から14日(金)までに電話で申し込む(電子申請も可)。		
問い合わせ(申込)先	中央区保健所健康推進課予防係 ☎(3541)5930	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	

(※1)各クラスいずれかの会場を選び、お申し込みください(重複申し込み不可)。(※2)対象は、区内在住で各クラスの誕生日に該当する第1子の保護者です。(※3)定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

幼児食育教室 ～親子で楽しく学ぶ幼児食～

日 6月9日(水) 午後2時～4時
場 中央区保健所2階会議室
対 3～4歳(開催日時点)の幼児と保護者
内 ・保護者
 心と体を育む幼児食(話と料理紹介)
 ・幼児
 「食べることが好きになる!食育遊び」～食べ物絵本を読んだり、野菜にふれて、楽しく学ぼう～
 ・親子で楽しく試食
定 10組(先着順)
費 無料
申 5月12日(水)から電話で申し込む(電子申請も可)。
問 中央区保健所健康推進課予防係
 ☎(3541)5930



プレママクッキング

日 6月15日(火)
 午前10時30分～12時30分
場 月島保健センター
対 初めて出産される区内在住の妊娠安定期(20～36週未満)の方
内 ・講話
 これだけは知っておきたい!妊娠中の食生活の基礎知識・実習と試食
 妊娠中に必要な栄養素がバランスよく取れる簡単料理
定 12人(先着順)
費 無料
持 エプロン・三角巾・タオル
申 5月12日(水)から電話で申し込む(電子申請も可)。
 ◎マスク着用・健康チェックなど、ご協力をお願いします。
問 月島保健センター健康係
 ☎(5560)0765



生活設計相談会

日 6月22日(火)
 午後4時30分～7時30分
場 レッツ中央会議室
対 区内の中小企業に勤務する方と同居家族および区内在住者
内 資産運用、保険の見直し、年金、住宅・教育など各種ローンおよび相続に関する相談会
相 [相談員] 中央労働金庫ファイナンシャルアドバイザー
定 6人(先着順)
費 無料
申 5月17日(月)から6月8日(火)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。
問 レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)
 ☎(3546)8610

終活講座 ～遺言・成年後見・家族信託について学ぼう～

日 6月12日(土)
 午前9時30分～11時30分
場 堀留町区民館3階2号室
対 区内在住・在勤・在学者
内 これからをより良く生きるために、終活の基本的な知識を分かりやすく解説します。教材としてエンディングノートをご用意します。
講 [講師] 行政書士 島田満俊
定 15人(申し込み多数の場合は抽選)
費 500円
持 [持ち物] 筆記用具
申 5月13日(木)から27日(木)までに電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後8時)。
 ◎当選者には5月31日(月)までに電話で連絡します。
問 堀留町区民館
 ☎(3661)8448

エコ・クラフトバンドで作るバッグ教室

日 5月22日(土)
 午後1時～4時30分
場 新川区民館2階5号室
対 区内在住・在勤・在学者
内 クラフトバンドという紙素材のひもを使って、バッグを作ります。
定 6人(申し込み多数の場合は抽選)
費 500円
持 [持ち物] 飲み物、持ち帰り用の袋、洗濯バサミ10個
申 5月12日(水)から18日(火)までに電話で申し込む(受け付けは午前10時～午後5時)。
 ◎当選者には5月20日(木)までに電話で連絡します。
問 新川区民館
 ☎(3551)7000

認知症サポーター養成講座

日 6月12日(土)
 午後2時～3時30分
場 月島区民センター1階会議室
対 区内在住・在勤・在学者
内 認知症について正しい理解を持ち、認知症の方やご家族を温かく見守る応援者になるため、ビデオと講義による講座を実施します。講座終了時に、サポーターの証しとなる認知症サポーターカードをお渡しします。
講 [講師] 月島おとしより相談センター職員
定 20人(先着順)
費 無料
申 5月12日(水)から6月10日(木)までに電話で申し込む(受け付けは月～土曜日の午前9時～午後6時)。
問 月島おとしより相談センター
 ☎(3531)1005



高齢者向け体操などボランティア育成講座(受講生再募集)

高齢者が身近な場所で継続して健康づくりに取り組むことができるよう、地域での健康づくりの担い手となるボランティアを育成するため、「さわやか体操リーダー」と「元気応援サポーター」の育成講座を開催します。

「さわやか体操リーダー」の育成講座を開催します。

さわやか体操リーダー

区が主催するマシントレーニング教室や、高齢者クラブなどで体操を指導するボランティアです。
日 [前期] 7月20日～12月21日までの毎月第2・3・4火曜日(祝日などの理由により、日程が異なる月があります。日程の詳細についてはお問い合わせください) 計17回 午前9時～正午
後 [後期] 1月から3月まで月3回程度実施予定
内 [前期] ・学科講習(ボランティアについての心構えなど)
 ・実技講習(高齢者向けマシントレーニングの指導など)
後 [後期] 模擬マシントレーニング教室の運営



元気応援サポーター

新たに体操サークルを立ち上げたり、高齢者通いの場(地域の交流サロン)などへ出張して、気軽に取り組める体操や脳トレーニングなどを高齢者と一緒に行うボランティアです。
日 7月7日から9月22日までの毎週水曜日(8月11日、9月15日を除く) 計10回 午前9時～正午
内 ・学科講習(ボランティアについての心構えなど)
 ・実技講習(簡単な体操や脳トレーニングなどの習得および指導練習)
 ・グループワーク(自主グループの立ち上げ、講座修了後の活動計画など)
 ◎育成講座修了後から令和4年3月31日まで、活動のフォローも行います。

共通

場 浜町高齢者トレーニングルーム(日本橋浜町3-3-1)他
対 おおむね40歳以上で、高齢者向けの体操などの指導に興味のある区内在住者
定 各10人程度
費 無料
申 5月31日(必着)までに受講申込書に記入し、区役所4階高齢者福祉課に郵送または持参して申し込む。
 ◎受講申込書は、区民館や社会教育会館、図書館、いきいき館(敬老館)などの施設で配布している他、区のホームページにも掲載しています。また、高齢者福祉課に電話で連絡された方に郵送します。
 ◎受講者は、申し込み後に行う面談により決定します。
問 高齢者福祉課高齢者活動支援係
 ☎(3546)5716

スポーツ

ピラティス教室～正しい体の使い方を学ぼう～

日 6月14日(月)・28日(月)
 午後3時～4時30分
 ◎いずれの回も同じ内容です。
場 浜町メモリアル4階会議室
対 区内在住・在勤・在学者
内 体の正しい使い方を学び、けがの

しにくい体を作ります。
定 10人(申し込み多数の場合は抽選)
費 各回500円
持 [持ち物] タオル、飲み物
 ◎当日は汗をかいても大丈夫な服装でお越しください。
申 5月13日(木)から23日(日)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。
 ◎当選者には5月26日(水)までに電話で連絡します。
問 浜町メモリアル
 ☎(5695)8051

中高年齢者のための「エイジングケア・ストレッチ教室」初級編

日 6月2日(水)・16日(水)
 ・午後1時15分～2時45分
 ・午後3時～4時30分
 ◎いずれの回も同じ内容です。
場 佃区民館4階5・6号和室
対 50歳以上の区内在住・在勤者
内 腰痛や膝痛でお悩みの方にお勧めです。音楽を聴きながら行います。
定 各回6人(申し込み多数の場合は抽選)
費 各回500円
持 [持ち物] タオル、飲み物
 ◎当日は運動のできる服装でお越しください。
申 5月13日(木)から23日(日)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。
 ◎当選者には5月26日(水)までに電話で連絡します。
問 佃区民館
 ☎(3533)6951



▲過去のエイジングケア・ストレッチ教室の様子

骨盤調整ヨガ

日 5月26日(水)
 午前10時30分～正午
場 八丁堀区民館2階4号和室
対 区内在住・在勤・在学者
内 骨盤のゆがみやずれを解消し、全体のバランスを整えます。
定 10人(申し込み多数の場合は抽選)
費 300円
講 [講師] 骨盤調整ヨガインストラクター 池田明子
持 [持ち物] タオル、飲み物
 ◎当日は運動のできる服装でお越しください。
申 5月12日(水)から20日(木)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。
 ◎当選者には5月21日(金)までに電話で連絡します。
問 八丁堀区民館
 ☎(3555)8641



税

事業主の皆様へ eLTAx(エルタックス)を利用した住民税の電子納税

eLTAxを利用して、住民税(特別区民税・都民税の特別徴収分・退職所得に係る納入申告)の納入ができます。

[電子納税の利用に当たって]

eLTAxの利用者IDとeLTAx対応ソフトウェアの取得が必要です。

◎電子納税により納入された場合は、領収証書は発行されません。

☒ eLTAxの利用について

eLTAxヘルプデスク ☎(0570)081459

・納入の確認について

税務課収納係 ☎(3546)5277

☒ eLTAx地方税ポータルシステム

https://www.eltax.lta.go.jp/

軽自動車税(種別割)の納期限・減免の手続きは5月31日(月)まで

4月1日現在、軽自動車など(原動機付自転車などを含む)を所有する方へ軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月11日(火)に郵送します。



お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で5月31日(月)までに納めてください。

なお、納税通知書には、車検を必要とする車両のための継続検査用納税証明書が付いています。大切に保管し、使用してください。

◎モバイルレジによる納付もできます。納付方法は金融機関から引き落とすモバイルバンキングとクレジットカード払いがあります(モバイルバンキングを利用する方は、金融機関にモバイルバンキングの利用手続きが必要です)。

◎モバイルレジで支払った場合、納付書に付属した継続検査用納税証明書は使用できません。継続検査用納税証明書が必要な場合は、上記金融機関などで納めてください。

◎納税証明書に納付いただいた金額が反映されるまで2週間程度の期間を要します。モバイルレジで納付後納税証明書などが必要な方は、反映後に窓口か郵送により申請してください。

[障害のある方を対象とした減免]

☒①身体または精神に障害のある方が所有する軽自動車などで次に該当する場合

- ・本人が主として運転する場合
・生活を共にする方が、本人の通院などのために運転する場合
・障害のある方のみで構成される世帯(1人暮らしの場合も含む)で、常時介護する人が運転する場合

②障害のある方が主として利用する

ための構造となっている軽自動車など

◎減免に該当する障害区分・等級および必要書類など詳しくはお問い合わせください。

☒税務課管理係

☎(3546)5267

その他

6月1日は人権擁護委員の日

人権は、人が幸せに生きていく上で最も大切な権利です。全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定めています。

「いじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひ人権擁護相談にお越しください。秘密は厳守します。

☒毎月第3木曜日 午後1時~4時

☒区役所1階区民相談室

[人権擁護委員]

- ・山本 隆
・小澤哲郎
・渥美哲夫
・平賀淳子
・瀬川 徹
・小林由佳
・嶋田一夫
・宮田直紀
・高畠希之

費無料

☒まごころステーション(区民相談)

☎(3546)9590

中小企業技術者高度研修費用の助成

区内の中小企業に勤務し、事業活動のために一定の技術を有している中堅技術者が、さらに高度な技術を習得することを目的に、専門研修機関などが実施する高度技術研修会に参加する場合、その費用の一部を助成します。

[補助率] 研修費用の2分の1

[限度額] 100,000円

[必要書類] 申請書、研修会の内容および受講料が分かるもの、企業概要

◎申請書は区のホームページからダウンロードできます。

◎参加する研修会の概要などを事前に確認しますので、申請の前にご相談ください。

☒商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

マル経融資のご案内(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資は商工会議所の経営指導と推薦により日本政策金融公庫から事業資金として融資される安心で有利な国の制度です。

[通常枠]

[利用できる方] 従業員が20人以下(ただし商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主

[融資限度額] 2,000万円(令和4年3月31日(木)日本政策金融公庫受け付け分まで)

[資金使途・返済期間]

- ・運転資金
7年以内(据え置き1年を含む)
・設備資金

10年以内(据え置き2年を含む)

[担保・保証人] 不要

(信用保証協会の保証も不要)

[利率] 年1.21%(4月1日現在)

◎区内事業所には利子の補助制度があります。

[特例措置]

令和3年6月30日(水)まで

[利用できる方] 通常枠の要件に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月間などの売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の条件を必要とします。

[融資限度額] 別枠1,000万円

[資金使途・返済期間]

- ・運転資金
7年以内(据え置き3年を含む)
・設備資金
10年以内(据え置き4年を含む)

[担保・保証人] 不要

(信用保証協会の保証も不要)

[利率] 通常枠より、当初3年間0.9%引下げ

年1.21%→年0.31%(4月1日現在)

◎特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については当初3年間実質無利子

◎他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

☒東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

騒音計の無料貸し出し

[生活騒音] あなたも自主点検してみましょう

近所への騒音が心配な方に騒音計を貸し出しています。

この機会にテレビやエアコンの室外機などの音が、隣近所に迷惑を掛けていないかを調べてみませんか。

一人一人が気を付けて、住みよい環境づくりに努めましょう。

☒区内在住者、区内に事業所がある方

[台数] 1回1台

[期間] 1週間以内

費無料

☒電話で申し込む。

☒環境推進課環境指導係

☎(3546)5404

防災備蓄用の生理用品の配布

長引くコロナ禍により、金銭的な理由で生理用品を購入できない女性を支援するため、都から寄付された防災備蓄用の生理用品を配布しています。

[配布場所・時間]

- ・女性センター「ブーケ21」1階受付
開館日の午前9時~午後8時
・区役所6階子育て支援課窓口
平日の午前8時30分~午後5時(水曜日は午後7時まで)

[配布期間]

5月31日(月)まで

◎配布数には限りがあります。なくなり次第配布を終了します。

[配布方法]

口頭での申し出の他、配布窓口に設置したカードを提示する(スマートフォンなどでの画面提示でも可)

◎身分証の提示など本人確認などはしません。

◎1人1パックを紙袋に入れてお渡しします。

☒総務課女性施策推進係

☎(5543)0651

あたたかい善意ありがとうございました

[社会福祉協議会への寄付]

令和3年3月分寄付

合計1,115,687円(敬称略・順不同)

[一般寄付金]

坂本壽子...10,000円、佃二丁目鈴木猛夫...1,027円、田野拓馬...1,050円、鈴木邑次...10,000円、サンフロンティア不動産株式会社...1,000,000円、第一生命保険株式会社首都圏コンサルティング営業室...46,900円、有限会社三谷葬儀社...10,000円、三谷和美...5,000円、匿名(7件)...25,118円(内訳1,000円、1,000円、1,000円、2,018円、10,000円、100円、10,000円)

[ボランティア基金]

中央美世の会...3,000円、匿名(2件)...3,592円(内訳1,796円、1,796円)

☒中央区社会福祉協議会管理部庶務課

☎(3206)0506

区民どうしのたすけあい家事サポート「虹のサービス」協力会員募集

虹のサービスは、高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方(利用会員)を、ボランティア(協力会員)がお手伝いをする、助け合い活動です。協力会員への事業説明と登録手続きのため、オリエンテーションを開催します。

[協力会員]

資格や経験は不要です。

[活動内容]

掃除、洗濯・アイロンがけ、布団干し、買い物、食事の支度、外出の付き添い、見守り、話し相手、代読・代筆、葉の受け取りなどの代行、車いすの移動介助など

[謝礼]

1時間800円

[協力会員登録オリエンテーション]

☒①5月19日(水)

午前9時30分~11時30分

②6月14日(月)

午後1時30分~3時30分

☒①中央区社会福祉協議会3階会議室(八丁堀4-1-5)

②多世代交流スペース「はまるーむ」(日本橋浜町3-40-3 1階)

☒18歳以上で地域の助け合い活動の主旨を理解し、利用会員の自宅などで家事をお手伝いいただける方
☒虹のサービス事業の概要説明、活動紹介ビデオの上映、登録書類の記載など

☒①5月14日(金)、②6月9日(水)までに、電話、ファクス、またはEメールに①~④(5面記入例参照)を記入して申し込む。

☒中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部

☎(3206)0603

FAX(3523)6386

✉zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

凡例

日時

会場

対象

内容

定員

費用

申し込み方法

お問い合わせ(申込先)

HP

ホームページアドレス

Eメール

メールアドレス

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

5月12日(水)は民生委員・児童委員の日 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や障害のある方、子育て中の方や生活にお困りの方など、地域住民の福祉に関する相談に乗り、内容に応じて適切な関係機関につなぎます。

相談を受けた内容については、秘密を守ることが義務付けられています。

ですので、安心してご相談ください。地域ごとに担当の委員がいますので、お住まいの地域の委員についてはお問い合わせください。

福祉保健部管理課地域福祉推進係
☎(3546)5393



みんなでつくろう
地域のつながり
支え合い

▲民生・児童委員
イメージキャラクター
「ミンジー」

▶子どもフェスティ
バルでの車いす体
験の様子



子育て世帯生活支援特別給付金の支給 (ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的負担が大きいひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(対象児童1人あたり50,000円)を支給します(別表1のとおり)。

◎令和2年度に給付金を受けた方で別表1

も、今回の給付金を受けるためには申請が必要な場合や、今回は支給対象とならない場合があります。

◎令和3年4月の児童扶養手当受給者と、令和2年度の給付金受給者で今回も申請が必要と見込まれる

対象	申請方法	支給日
令和3年4月分の児童扶養手当受給者	申請不要	5月20日(木)(予定)
公的年金などを受けていることにより児童扶養手当を受けていない方	5月20日(木)から令和4年2月28日(月)までに、申請書と添付書類を添えて☎に申し込む。 ◎申請書は区のホームページからダウンロードできる他、区役所6階子育て支援課でも配布します。	6月以降順次支給
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当を受けている方と同水準の方		

中央区内共通買物券(ハッピー買物券) の使用期限が迫っています 5月31日 まで!

令和2年度に発行したハッピー買物券の使用期限は令和3年5月31日(月)までです。

期限を過ぎた券は使用できなくなります。また、払い戻しもできません。取扱店支援のためにも、期限内にご利用ください。

注意
桃色および緑色のハッピー買物券

の使用期限を延長しています。

券には使用期限が「令和3年3月31日まで」と記載されていますが、5月31日(月)まで使用できます。

◎区が贈呈した敬老買物券・新生児誕生祝買物券も同様です。

商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487



令和3年5月31日までと読み替えてください



◎いずれの券も、払い戻しは一切いたしません。必ず5月31日(月)までにご利用ください。

方には、ご案内を送付します。

◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

区政世論調査に ご協力を

4月27日(火)に区政世論調査の調査票を2,000人の方に発送しました。調査票が届いている方は、ご協力をお願いします。

広報課広報係
☎(3546)5222

東京都議会議員選挙 投票日 7月4日(日)

東京都議会議員選挙は私たちの声を都政に反映させる機会です。大切な1票を無駄にせず、忘れずに投票しましょう。

郵便等投票制度

郵便等投票は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、所定の要件にあてはまる方が、自宅などで投票用紙に記載をし、郵送するという方法で投票できる制度です。次の要件にあてはまる方で、投票所に行くことが困難な場合は、この制度をご利用ください。

郵便等投票ができる方

別表2のとおり

郵便等投票証明書の申請

郵便等投票をするには「郵便等投票証明書」(郵便等投票ができる人であることの証明書)の交付を受ける

別表2 郵便等投票ができる方

手帳の種類など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫機能障害、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

必要があります。

証明書の交付申請は別図1をご覧ください。選挙の時期に限らず、いつでも申請することができます。

「郵便等投票証明書」は選挙の都度、投票用紙などの請求に必要となりますので大切に保管してください。

投票用紙などの請求および投票

「郵便等投票証明書」をお持ちの方には区選挙管理委員会から、投票用紙などの請求書を送付しますので、「郵便等投票証明書」を添えて請求してください(別表3参照)。

投票用紙などの請求、投票方法などについては別図2のとおりです。

代理記載制度

「郵便等投票証明書」をお持ちの方で別表4に該当する方は、あらかじめ申請をすることにより、代理記載の方法で投票することができます。

詳しくはお問い合わせください。

投票所の変更

別図3のとおり第17投票区の投票所が変更となりますので、ご注意ください。

〒104-8404

中央区築地1-1-1
選挙管理委員会事務局
☎(3546)5541

別表3 投票用紙などの請求および発送

選挙管理委員会から投票用紙などの請求書送付	6月上旬
投票用紙などの請求期限	6月30日(水)
投票用紙などの発送日	6月25日(金)~

別表4 代理記載制度該当者

手帳の種類	障害名	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症まで

別図3 投票所の変更

変更となる方の住所	旧投票所
月島一・二丁目	月島区民館

新投票所

月島幼稚園
(月島1-9-7)



(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。